



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

参考資料 2

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための 日本語教育機関の認定等に関する法律案（仮称）の 検討状況について

令和5年2月
文化庁

目次

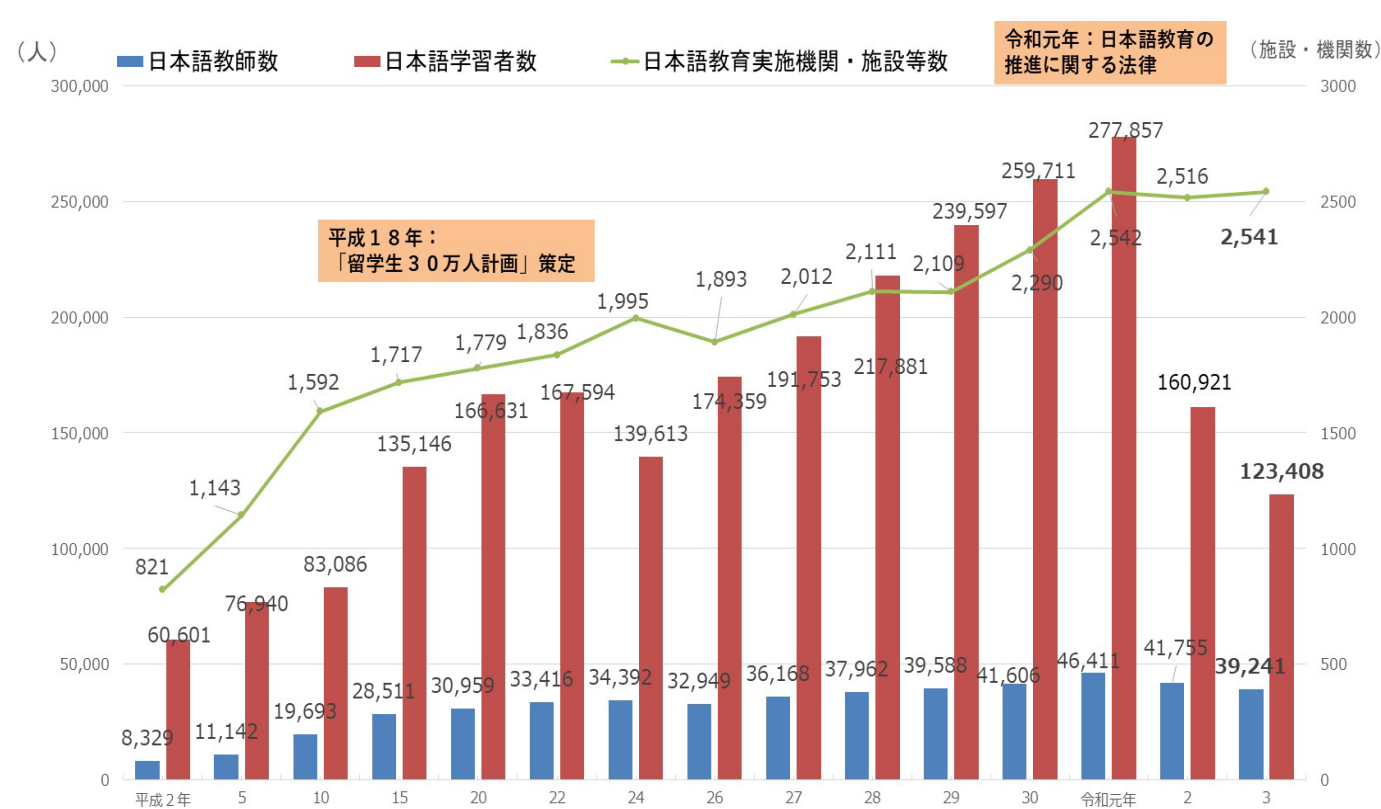
- ・日本語教育機関及び日本語教師に関する現状と課題 … p 3
- ・日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の
認定等に関する法律案（仮称）の概要 … p 6
- ・「日本語教育のDX」 … P 7
- ・「日本語教師の養成・研修イメージ」 … P 11
- ・「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」検討状況 … P 13
- ・参考資料 … P 20

日本語教育機関及び日本語教師に関する現状・課題・方向性

現状

- 国内の日本語学習者数は約28万人(R1)過去最高
- 日本語学習者 (H22:約16.8万→R1:28万人) ・日本語教育実施機関数(H22:約1800→R12500)増加
日本語教師数 (H22:約3.3万→R1:4.6万人) 横ばい

国内の日本語学習者数/教育機関・施設数/日本語教師等の推移



課題

【共通課題】(留学生、就労者、生活者)

- ・日本語教育の環境整備が喫緊の課題
- ・教育の質の確保のための仕組みが不十分
- ・学習者,自治体,企業等が日本語教育機関選択の際、教育水準等について正確・必要な情報を得ることが困難
- ・専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分
- ・地域によって教育機関や養成機関が十分に整備されていない状況
- ・全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備の更なる充実が必要

方向性

- ◆**新たな法案検討**: 学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- ◆**制度実現に向けた取組推進**: 希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等推進

日本語教育機関の習得レベル(イメージ)

全体的な尺度 (日本語教育の参照枠)
日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

現状： 全体約2500機関：学習約12万人

* ボランティアによる日本語教室含む(R3文化庁調べ)

機関数の割合

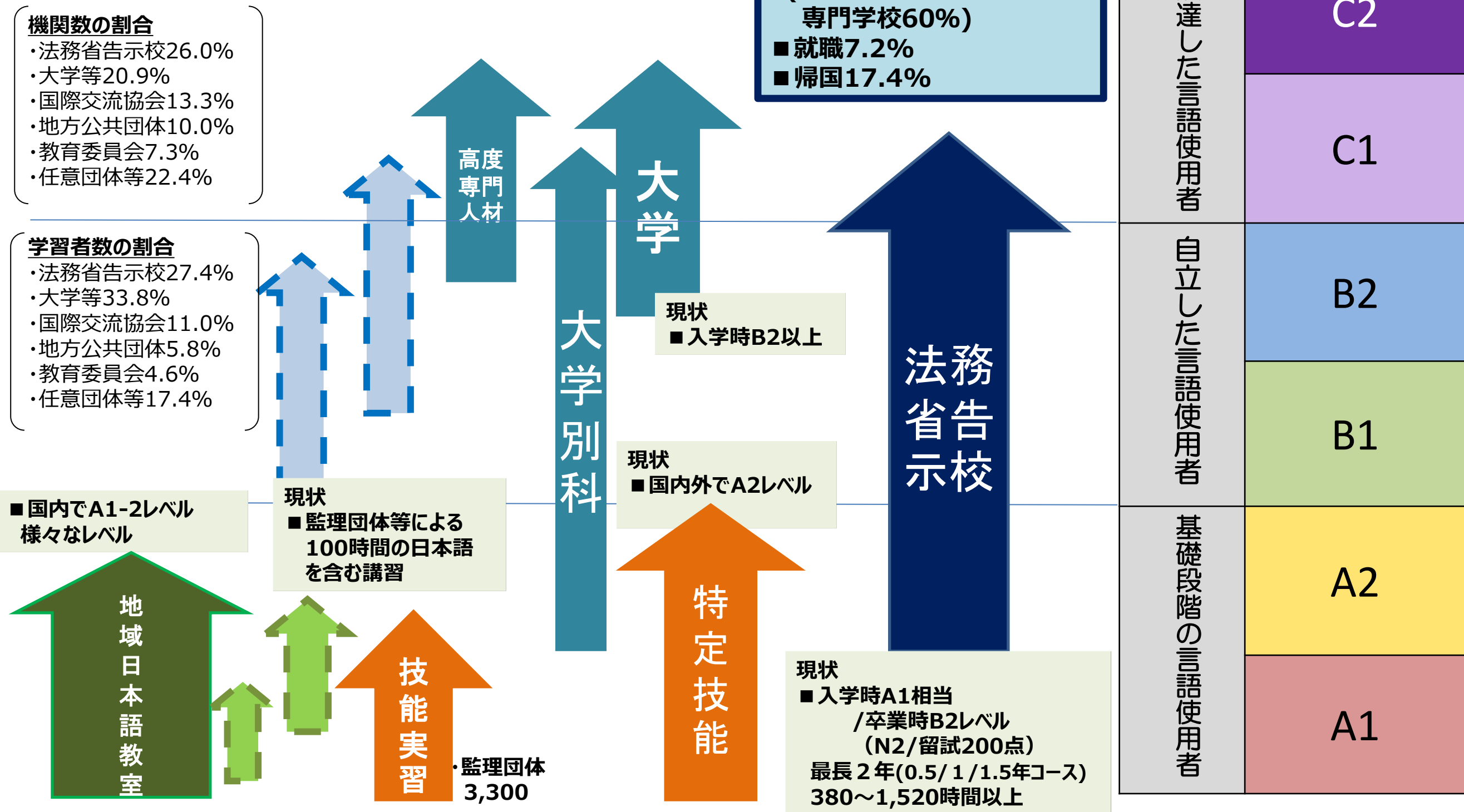
- ・法務省告示校26.0%
- ・大学等20.9%
- ・国際交流協会13.3%
- ・地方公共団体10.0%
- ・教育委員会7.3%
- ・任意団体等22.4%

学習者数の割合

- ・法務省告示校27.4%
- ・大学等33.8%
- ・国際交流協会11.0%
- ・地方公共団体5.8%
- ・教育委員会4.6%
- ・任意団体等17.4%

現状 818施設 (R3入管庁調べ)

- 進学：72.4%
(大学25%・大学院10%、
専門学校60%)
- 就職7.2%
- 帰国17.4%



熟達した言語使用者	C2
	C1
自立した言語使用者	B2
	B1
基礎段階の言語使用者	A2
	A1

(参考) 「日本語教育の参照枠」 (日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの)

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す(やりとり・発表)」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文 (Can do) を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針** (令和2年6月23日 閣議決定)
 「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある (p.9)」

全体的な尺度 (抜粋)

熟達した 言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した 言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
基礎段階の 言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（仮称）の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施する日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

○ 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネット等により公表。

○ 認定日本語教育機関は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

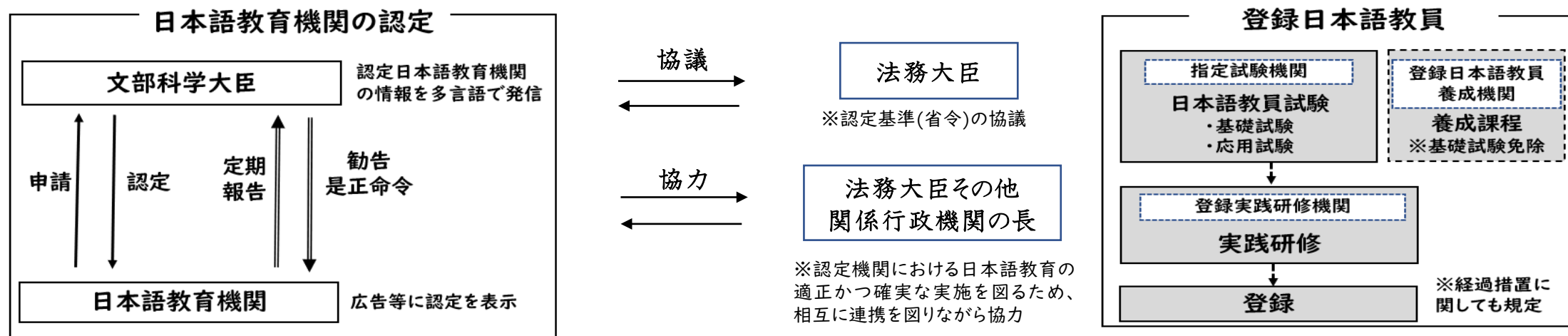
※文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力、認定基準に関する法務大臣への協議を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために、必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣の「指定試験機関」が実施。

○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、「基礎試験」を免除することができる。



申請者 日本語教育機関等 日本語教師を目指す方 大学等養成機関

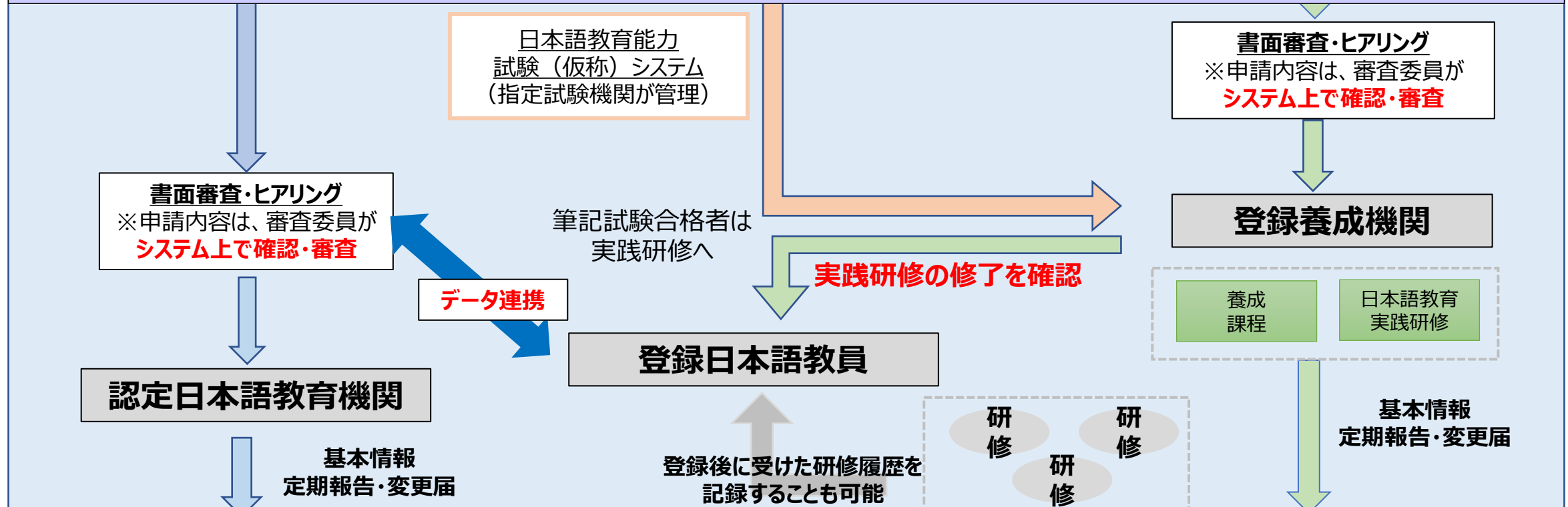
申請

申請

申請

目的① 業務の効率化 … 紙申請・審査から電子申請・審査へ移行

申請システム（各申請者にマイページを設定）



情報管理

目的② 情報を一元化して発信 … 日本語教育に関するすべての情報を掲載

日本語教育に関する多言語情報発信サイト

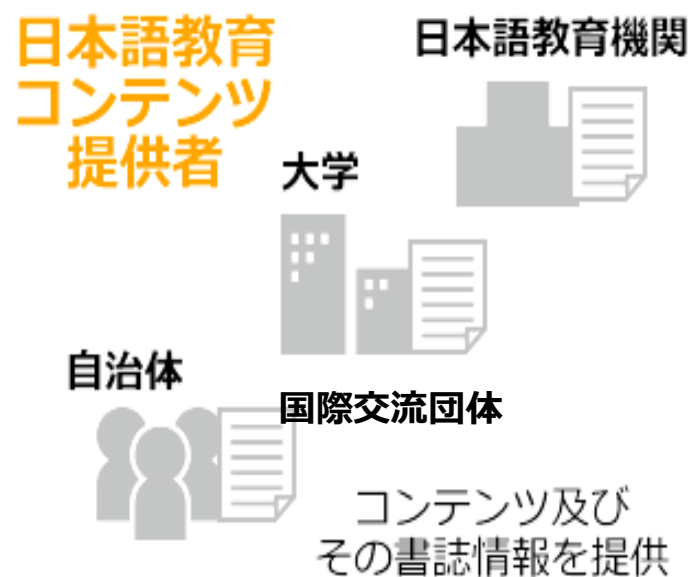
- ① 認定を受けた日本語教育機関の情報掲載（日本語学習者、日本語教師として働きたい方への国による多言語発信）
 - ② 登録日本語教員の研修履歴等（日本語学校・地方自治体への情報提供、日本語教師の質の担保）
 - ③ 指定養成機関の情報（日本語教師を目指す方、日本語学校への情報提供）
 - ④ 日本語教育コンテンツ（NEWS）（※）との連携（日本語学習者、日本語学校、地方自治体、日本語教師へ）
- ※国、研究所、国際交流協会、日本語学校、地方自治体等が提供する教材・素材、カリキュラム、実践レポート、統計情報等を掲載

情報発信

すべての日本語教育関係者のためのサイトへ（関係省庁・関係機関等のサイトにも掲載・情報発信予定）

(参考)日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS：Nihongo Education contents Web sharing System）を公開・運用。



利用者は多言語情報ポータルサイトにアクセスすればNEWS内の教材等にもアクセスできるようになり、日本語教育情報の一元化を図る。

文化庁

検索システムの構築

情報を検索システムに登録

検索要求

利用者

ポータルサイト NEWS

検索結果



○コンテンツ所有者（例）

- ・各府省庁
- ・国立国語研究所
- ・国際日本語普及協会
- ・国際交流基金
- ・大学・日本語学校
- ・地方自治体
- ・国際交流協会 等

○コンテンツ本体（例）

- ・教材・素材
- ・多言語情報
- ・カリキュラム・シラバス
- ・実践レポート
- ・調査報告
- ・研究論文
- ・政策・提言
- ・統計情報 等

○コンテンツ利用方法

- ・直接ダウンロードして利用
- ・コンテンツ所有者サイトに移動して利用

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案では、「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を創設し、文部科学大臣が外国人の日本語学習者や、多文化共生相談窓口を含む地方自治体・国際交流団体、経済界、関係者に広く周知するとともに、**各省庁の事業や枠組みにおいて、これらの活用を推進する。**
- この制度を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下**、認定日本語教育機関の情報について地方自治体や外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築し、留学、生活、就労の各分野において、一定の教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進し、適正かつ確実な日本語教育の推進を図る。

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

法務省

文科省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

外務省

文科省

教育関係

○外国人の子どもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

文科省

外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

法務省

厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

文科省

法務省

厚労省

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携
- ・外国人人材活用センター、ハローワークでの情報提供
- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供
- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

法務省

厚労省

総務省

経産省

背景・課題

在留外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する制度や人材が不十分であり、質の高い日本語教育を提供するための仕組みとして、①文部科学大臣による日本語教育機関の認定制度、②適切な指導を行うための専門的な知識及び技能を有していることを保証する日本語教師の新たな資格制度について検討している。

新たな制度を確実に実行するため、令和5年度は、認定を受けた日本語教育機関の情報掲載サイトの構築や日本語教師の資格試験に向けた環境整備を進める。

現行の日本語教師の資格

- （法務省告示基準より抜粋）
- ・大学・大学院の日本語教育に関する課程修了
 - ・日本語教師養成研修修了+学士の学位
 - ・日本語教育能力検定試験合格
 - ・その他

○経済財政運営と改革の基本方針2022

（外国人材の受入れ・共生）

外国人が暮らしやすい地域社会づくりのほか、（中略）日本語教育の推進（注）や外国人児童生徒等の就学促進を進め、（略）

（注）日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する新たな法案の提出（中略）を含む。

○成長戦略フォローアップ（令和4年6月7日）

ii）高度外国人材の受入促進

・日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、早期に法案の提出を行う。

事業内容

1. 日本語教師試験等の運用のための環境整備

予算額（案）：160百万円

日本語教師の新たな資格試験を実施を目指して、試験システムの導入を行い、試験システムの検証や問題開発等を目的とした試行試験を令和5年度から令和6年度にかけて計2回実施し、本試験の運用を確実に進めるための環境整備を行う。

①試験システム環境整備事業

試験実施に係る受験者受付、受験証発行、採点、合格証交付等、工程の簡略化及び確実な試験実施のため、必要最低限の試験システムを導入し、試験事務業務のデジタル化を図る。

（事業期間：令和5年度）

②試行試験実施事業

①で導入した試験システムを用いて、試行試験を実施し、試験問題の開発・分析・改善、試験システムの改修等、本試験の運用に向けた業務の改善等を行う。

（事業期間：令和5・6年度）

2. 日本語教育機関の認定制度等の運用のための環境整備

予算額（案）：31百万円

新たに整備する日本語教育機関の認定制度においては、認定を受けた日本語教育機関に関する情報を、国が多言語で公表することを検討しており、制度運用のために必要な情報掲載サイトの構築・検証を行う。本サイトにおいては、申請者及び審査者の負担軽減のため、申請受付システムの機能を設けて、日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、養成機関の申請・審査に活用し、それぞれの申請情報を連携して確実な審査を実施し、効率的に情報掲載できるようにする。本事業においては、サイトの構築及び試行運用を行う。（事業期間：令和5・6年度）

令和5年度試行試験（案）

○対象者：全国で3,000名程度

○会場：全国5か所程度

→全国各地で試行試験を行うことで、少ない回数で精度の高い試行検証を実施し、特定の地域だけでなく、全国へ試験制度・内容の周知を図る

【参考】日本語教師数：約4万人

（文化庁「令和3年度日本語教育実態調査」より）

アウトプット（活動目標）

- ・必要な環境の整備
- ・資格を取得した日本語教師を配置する日本語教育機関の増加

アウトカム（成果目標）

- ・日本語教師の量的・質的向上を図り、多様化・高度化する学習ニーズに対応
- ・日本語学習者の増加及び日本語に困難を抱える在留外国人の減少

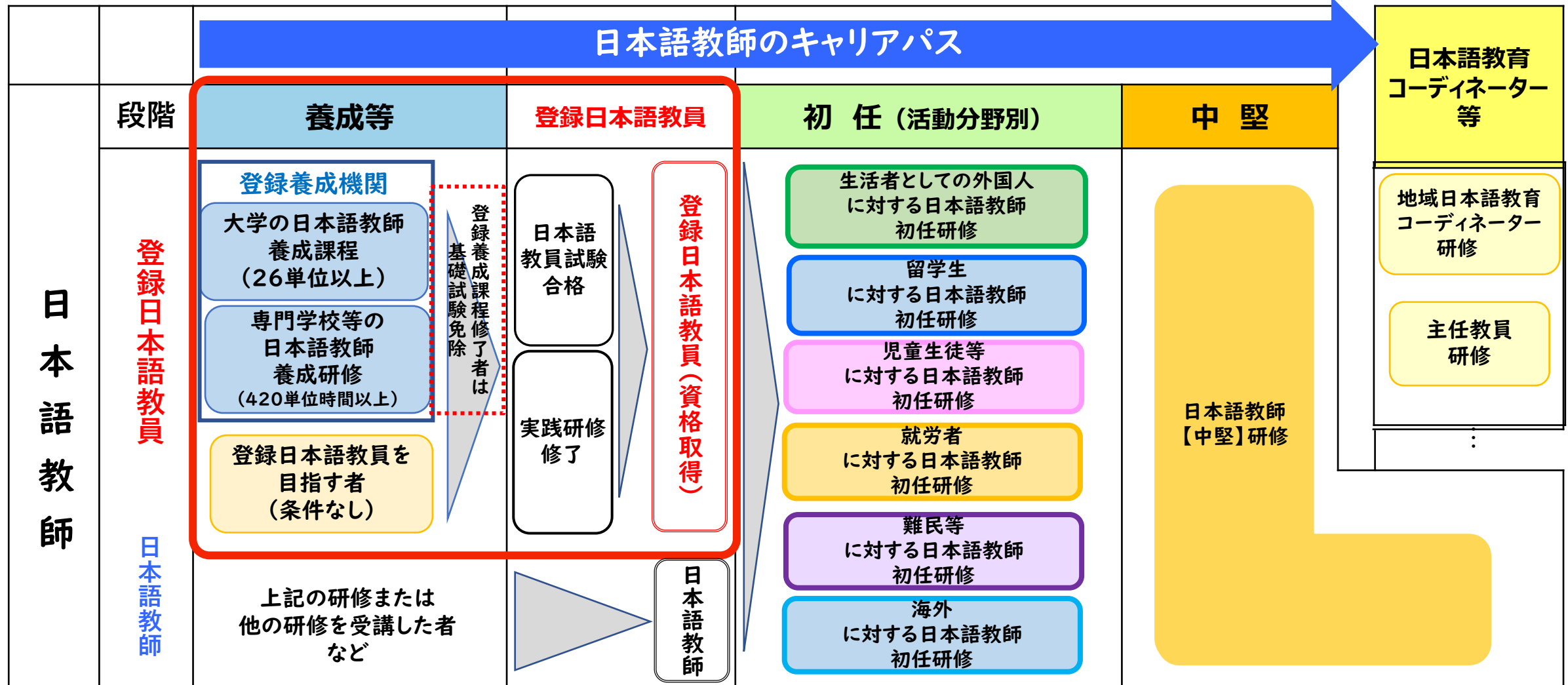
インパクト（国民・社会への影響）

在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ

○日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築

○あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者(ボランティアなど)の育成・確保を推進

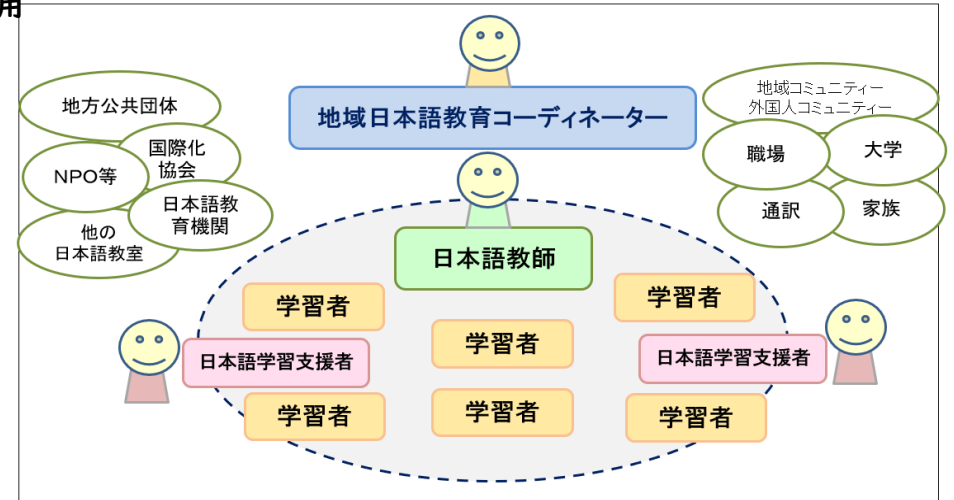


※基礎試験:日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、応用試験:日本語教育に必要な知識及び技能の応用

日本語教育人材	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者(ボランティアとして参加)

日本語学習支援者は、
○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



背景・課題

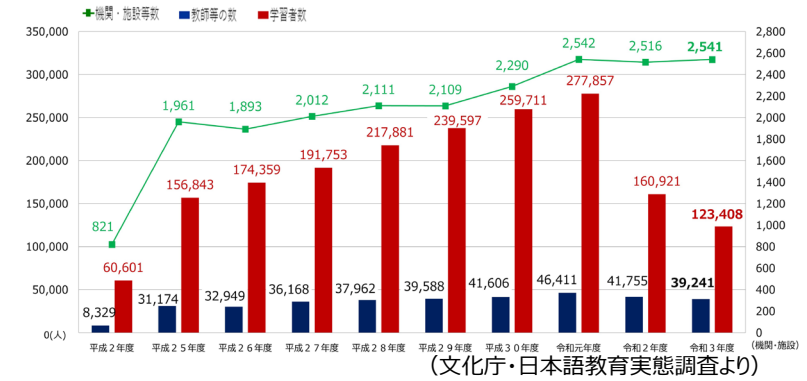
外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師復帰に資する取組を時限的に実施。

◎外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)


◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)




事業内容


(1)日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円(新規)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
 - 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
 - 対象機関：大学・大学院等専門機関
 - 件数・単価：6箇所×約1,000万円(令和5年度は全国6ブロック6箇所を予定)
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施(15百万円)
- 

(2)現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円(174百万円)

- 目的：日本語教師が不足している下記①～⑨の研修を専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
 - 内容：審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを全国6ブロックで実施。
- 【初任日本語教師研修】
①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外
- 【中堅以上コーディネーター研修】
⑦中堅日本語教師(3～10年目)
⑧主任日本語教師
⑨地域日本語教育コーディネーター
- ※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」で対応
- 
- 実施機関：日本語教師養成専門機関

(3)日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円(新規)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
 - 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。
 - 件数・単価：1箇所×約2,000万円(令和5年から開発に着手し法施行後4年間実施予定)
 - 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(15百万円)(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施
- 

アウトプット(活動目標)

- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開
- ・潜在日本語教師の復帰促進
- ・日本語教師養成研修担当人材の育成強化

アウトカム(成果目標)

- ・優良な養成・研修の全国的な普及
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍
- ・域内の日本語教育ネットワーク拠点

インパクト(国民・社会への影響)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

文化庁は、令和元年6月に成立した「日本語教育の推進に関する法律」において、日本語教師の資格の整備や日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するものに関する制度の整備が求められていることを契機とし、「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議」において当該制度に関する検討を進めてきた。令和3年8月に取りまとめられた「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」では、①資格取得要件、試験の内容等、②日本語教育機関の分類、評価制度の性質等が提示されている。

今年度は、令和4年5月末から、令和3年度報告等をふまえ、更に具体的な制度の在り方について検討を進めている。

【主な検討事項】

○日本語教育機関の評価制度について

- (1) 日本語教育機関の認定について
- (2) 自己点検評価、情報公表及び定期報告等について
- (3) その他

○日本語教師の資格制度について

- (1) 試験や教育実習の内容について
- (2) 日本語教師に関する経過措置について
- (3) 日本語教師養成機関について
- (4) その他

日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議 委員一覧

令和4年4月28日時点（五十音順）

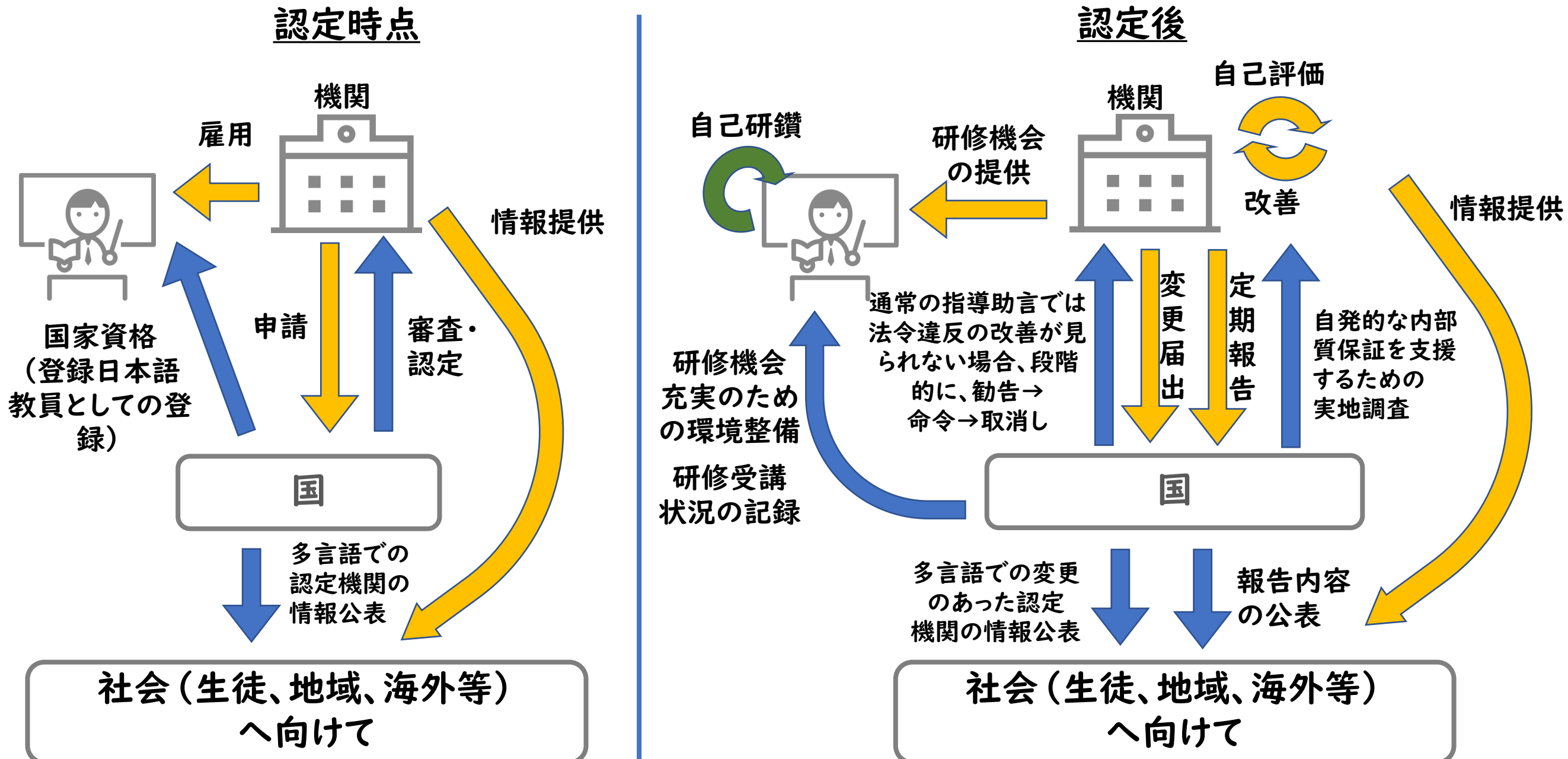
石坂 守啓	浜松市 企画調整部長
○伊東 祐郎	国際教養大学専門職大学院 日本語教育実践領域 代表
大日向 和知夫	アカデミーオブランゲージアーツ元校長、 (一社)日本語学校ネットワーク 代表理事
加藤 早苗	インターカルト日本語学校 学校長
神吉 宇一	武蔵野大学 准教授、元AOTSコーディネーター
川口 昭彦	大学改革支援・学位授与機構名誉教授、 (一社)専門職高等教育質保証機構 代表理事
佐々木 倫子	桜美林大学名誉教授、JAMOTE審査委員
田尻 英三	龍谷大学名誉教授
◎西原 鈴子	NPO法人日本語教育研究所 理事長
西村 学	全国専門学校日本語教育協会事務局長、 文化学園文化外国語専門学校 副校長
浜田 麻里	京都教育大学 教授
札野 寛子	金沢工業大学元教授、国際高等専門学校 教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
山口 修	学校法人瓜生山学園京都文化日本語学校 顧問

◆ 有識者会議スケジュール

- ・ 6月：第2回 ヒアリング「日本商工会議所」「日本語教育連絡協議会」
- ・ 8月：第3回 日本語教育機関の認定、自己点検評価、9・10月：養成・研修・試験
- ・ 11月：たたき台とりまとめ 12月～ 意見募集を実施
- ・ 1月中：とりまとめ

認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組の全体像（イメージ）

- 学習者や企業等が学習機会を適切に選択できるようにするため、各機関における日本語教育の内容等を機関の目的によって見える化するとともに、学習者の学びを適切に評価することができるよう、日本語教育を行う機関が提供する教育内容の質を保証することを目指す。
- このため、一定の要件を満たす日本語教育機関を認定する制度を創設し、認定時点及び認定後において以下の仕組により、質の維持向上を図る。



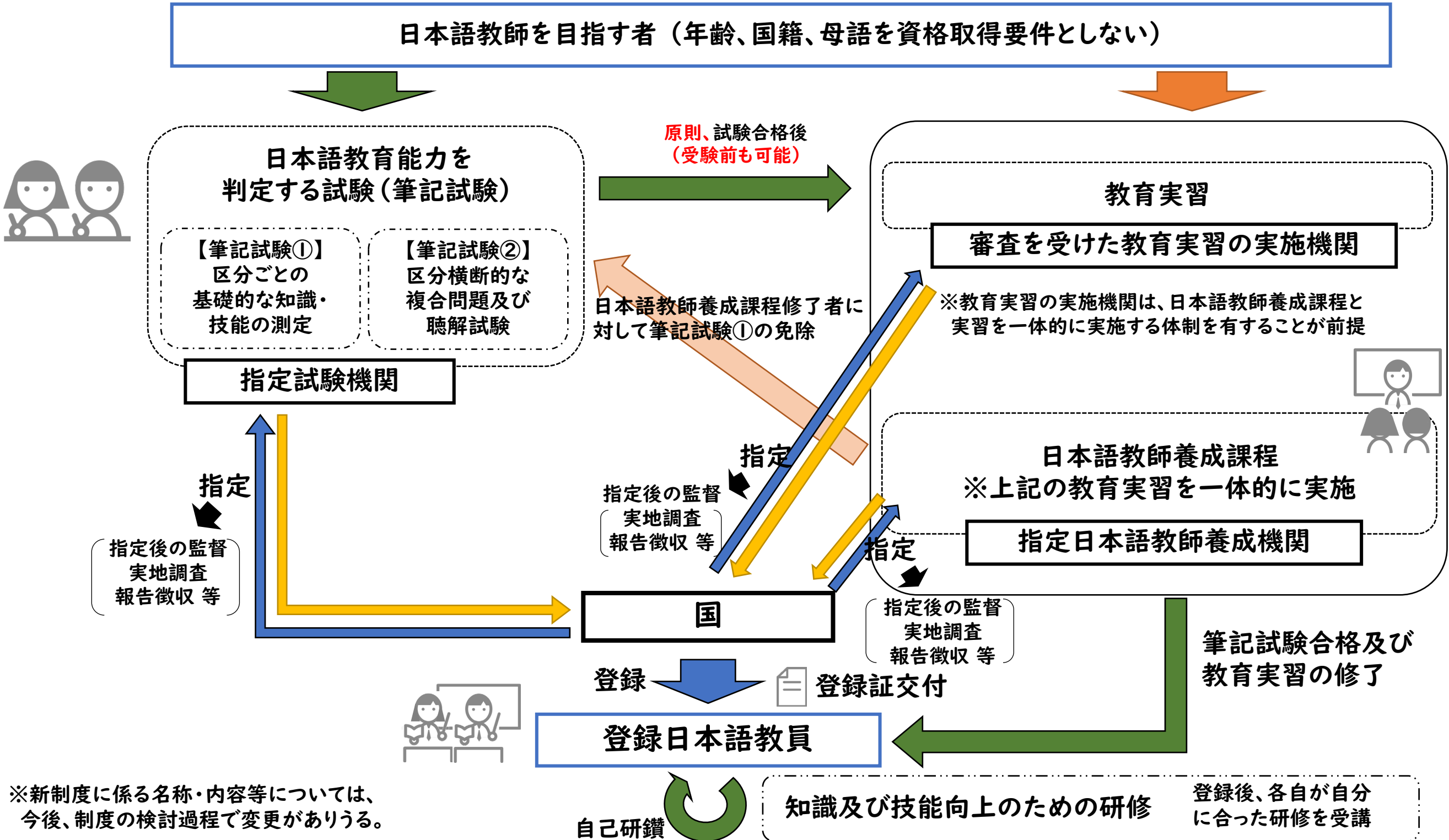
日本語教育機関の情報の公表に関する方向性（イメージ）

- 認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表については、①認定時や変更届受領時に国が多言語で行う機関の情報公表、②国による機関から受領した定期報告の公表、③機関から社会に対する情報提供が存在する。
- これらの情報の公表により、日本語学習を希望する者が国内外から質の保証された日本語教育機関に関する情報を直接入手できることや、各地域の自治体や企業等が日本語教育に関する連携先を探す等の社会にとっての利益に寄与するとともに、各機関の活動の見える化による質の向上を促す。

	①認定時や変更届時の情報公表	②定期報告の公表	③社会への情報提供
公表主体	国	国（定期報告の主体は機関）	機関
使用言語	日本語及び複数の外国語	日本語	日本語（複数の外国語の努力義務）
頻度（素案）	認定時及び変更時	年1回	任意
性質（素案）	認定基準等の法令上求められる最低基準の充足状況などの機関の基本的な情報の公表を行う。	各機関の教育活動を定期的に国が把握し、指導・助言の端緒とするとともに、横並びの事項について国が一元的に公表することで機関間の切磋琢磨を促す。	機関自らが教育活動等に関する情報を社会に提供することで説明責任を果たすとともに質向上に繋げる。
制度上規定する項目（素案）	<ul style="list-style-type: none"> ● 機関及び設置者の目的・名称・位置 ● 開設の年月日 ● 学則 ● 教員・職員組織（教員の学歴等を含む） ● 施設・設備 ● 収容定員 ● 部科及び課程その他の教育組織に関する事項 ● 日本語教育課程の概要 ● 修業年限・授業日数・時間・学期・休業日 ● 入学・退学・転学・休学・卒業の規定 ● 賞罰に関する規定 ● 生活上の支援体制 ● 寄宿舎に関する事項 ● 授業料・入学料・その他の費用 ● 機関が行う奨学金等の支援 ● 機関のwebページのURL 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学者数・在籍者数・修了者数・中退者数 ● 入学者募集の実施状況（入学要件や選抜方法を含む） ● 日本語教育課程の活動内容 ● 学習の評価及び課程修了の基準 ● 学習の成果（卒業時の生徒の日本語能力を含む） ● 修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援の実施状況 ● 生活上の支援の実施状況（健康診断含む） ● 進学者数・就職者数・主な進学先・就職先 ● 自己評価・第三者評価の結果、結果を踏まえた取組方針 ● 設置者の財務状況 <p>※「留学」類型の機関については、現在の法務省告示校に対して、主に在留管理の観点から出入国在留管理庁への報告が求められている、生徒の出席状況、退学の状況、資格外活動の状況、卒業時点の進路や日本語能力等について同等の内容を引き続き国への報告を求めるが、公表の対象とはしない。</p>	<p>①②の項目を参考としながら、各機関の特性や強み、所在する地域の状況、学習者・大学・企業等のニーズなどに応じ、各機関が独自に適切な項目を判断する。</p> <p>例えば、「就労」類型の機関については外国人雇用サービスセンターへの情報提供を推奨することも考えられる。</p>

認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

認定を受けた日本語教育機関において外国人等に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。



※新制度に係る名称・内容等については、今後、制度の検討過程で変更がありうる。

登録日本語教員の筆記試験・教育実習と求められる資質・能力の対応関係（イメージ）

I. 筆記試験

（日本語教育に関する必要な知識及び技能を確認）

【筆記試験①】

日本語教育に関する基礎的な知識及び技能

〈試験構成イメージ〉

【3領域】

- ・社会・文化・地域に関わる領域
- ・言語教育に関わる領域
- ・言語に関わる領域

→ 【5区分・15下位区分】

→ 【「必修の教育内容」50項目】

【指定日本語教師養成機関】において養成課程修了した者（筆記試験①免除）

※基礎的な知識・技能は、一定期間の学習を行った者であれば、習得されると考えられるため、指定を受けた養成課程の修了をもって筆記試験①の免除を想定

【筆記試験②】 日本語教育に必要な知識及び技能の応用

実際に日本語教育を行う際の現場対応や問題解決を行うことができる知識及び技能の応用



II 教育実習（実務に必要な教育実践の経験）

登録後に円滑に認定日本語教育機関で日本語教育を行うことができるようにするため、登録の要件として、一定の教育実践の経験を求める。

日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）

3領域（「社会・文化」、「教育」、「言語」）

5区分（「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」）

日本語教師の養成段階に求められる「必修の教育内容」50項目

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生
(4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験
(7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」
(10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現
(12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習ストラテジー
(18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践
(22)教室・言語環境の設定 (23)コースデザイン (24)教授法
(25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画
(28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力
(31)目的・対象別日本語教育法 (32)異文化間教育
(33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育
(35)日本語教育とICT (36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
(40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
(42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系
(44)日本語教育のための意味体系 (45)日本語教育のための語用論的規範
(46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力
(49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

「社会・文化」
「教育」
「言語」

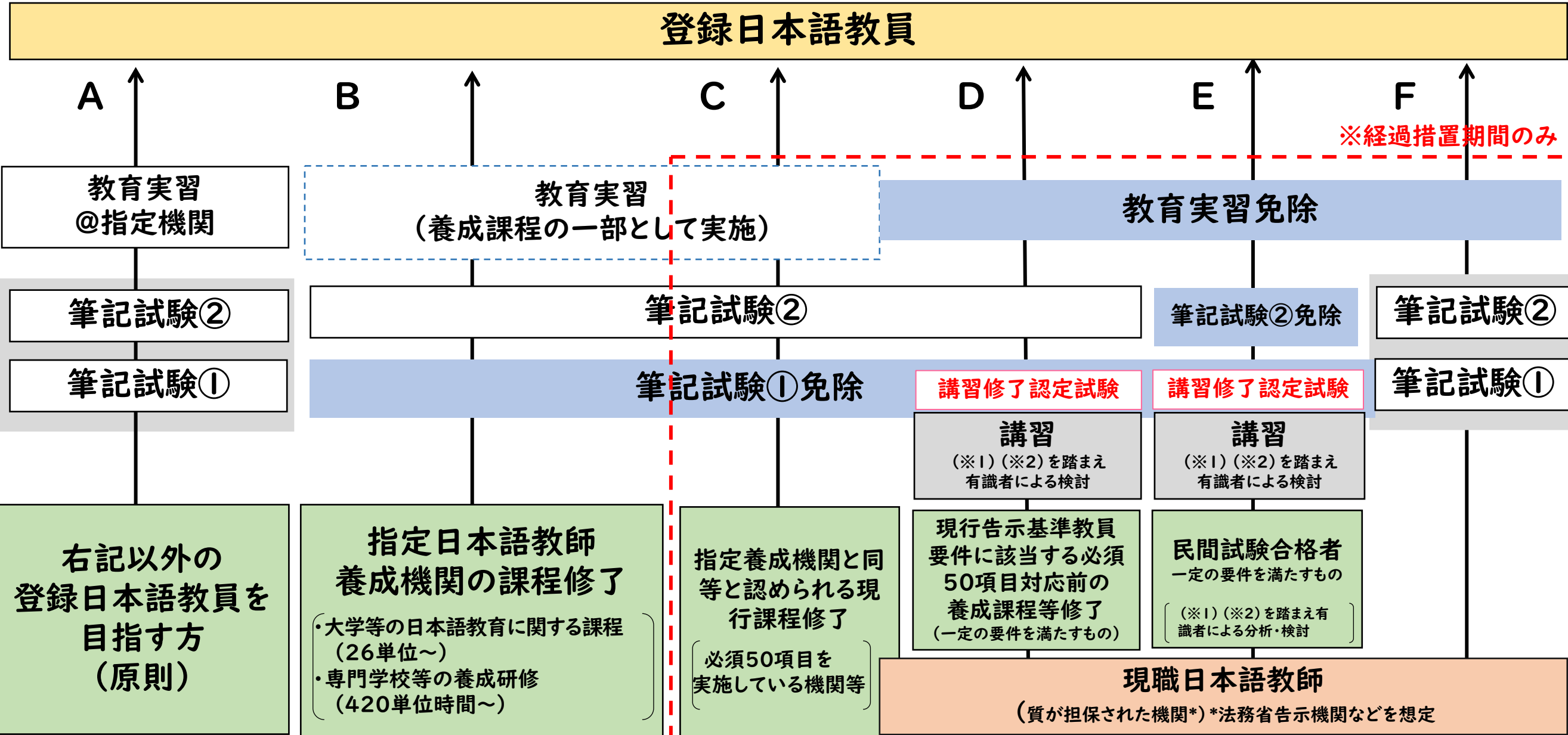
「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」

※上記50項目のうち、下線部分は「日本語教育の参照枠（報告）」（令和3年10月12日）の内容を特に考慮することを想定。

※指定日本語教師養成機関では、養成課程の一部として教育実習を実施

登録日本語教員の資格取得ルート（イメージ）【たたき台】

- 令和3年8月の日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議報告書においては、日本語教師の国家資格の取得要件や養成機関の在り方、試験・教育実習の免除、現職日本語教師等の資格取得方法（経過措置等）について示されている。
- これを踏まえ、経過措置を含め、登録日本語教員の資格取得ルートのイメージを整理したものが以下の通り。 ※ は経過措置



※1 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会 ※2 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

・現行の法務省告示機関における教員要件を満たす者などについては、一定期間に限り、登録日本語教員資格を未取得でも認定を受けた日本語教育機関において働くことができる経過措置を検討。

・質が担保された機関で勤務する現職日本語教師のうち、一定の要件を満たす民間試験合格者については、講習（講習修了認定試験を含む）の履修・修了をもって筆記試験を免除することを検討。講習及び講習修了認定試験の内容については、今後、有識者の意見をふまえ検討。

・質が担保された機関で勤務する現職日本語教師のうち、必須の教育内容50に対応する前の現行の告示基準の教員要件に該当する養成課程等を修了した者は、講習（講習修了認定試験を含む）の履修・修了をもって筆記試験①を免除することを検討。

日本語教師の養成における教育内容

◎必須の教育内容

日本語教師の養成段階では、各活動分野で活動するに当たり、日本語教師としての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められる。そのため、日本語教師の養成において必ず実施すべき内容を「必須の教育内容」として示した。

※従来にはない教育内容は赤字、内容に変更がある部分については、青字で記載

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生 (4)日本語教育史 (5)言語政策
(6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現
(12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程(第一言語・第二言語) (17)学習ストラテジー (18)異文化受容・適応
(19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定
(23)コースデザイン (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画
(28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法
(32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (35)日本語教育とICT
(36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
(40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
(42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系
(45)日本語教育のための語用論的規範 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力
(49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

參考資料

目的（第一条関係）

- （背景）日本語教育の推進は、
- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
 - ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
- ・**地域における日本語教育**
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・**海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上（20条）
- ・**日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等（21条）**
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等（22条）
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発（23条）

■ 新たな日本語教育法案の検討に関する条文

- ・ **第21条** ...（略）...国内における日本語教師（略）の資格の整備、...その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・ **附則第2条** 国は、...（略）...日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（略）に関する制度の整備について検討

- ・ **地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。**

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・ **政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議**を設ける。
- ・ **関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・ 地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 **日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方**
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

経緯・今後のスケジュール

●令和元年6月 日本語教育推進法

- ・第21条 … (略) … **国内における日本語教師 (略) の資格の整備**、…その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・附則第2条 国は、… (略) … **日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの (略) に関する制度の整備について検討**を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

●令和元年11月 「日本語教育関係者会議」設置、12月「日本語教育推進会議」設置

●令和2年6月 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

- ・日本語教師の資質・能力を証明するための新たな資格の設計を行い、必要な措置を講ずる

●令和2年3月 文化審議会国語分科会「日本語教師の資格の在り方について（報告）」

- ・資格取得にあたっては、試験の合格、教育実習の履修などを提言

●令和3年8月 日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」

～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～

- ・日本語教師の資格は、原則として日本語教育能力を判定する試験の合格及び教育実習の履修・修了の2点を求めること
- ・日本語教育機関の標準的な教育の質を確保するため、必要な基準を定め、文部科学省が日本語教育機関の教育内容を評価する仕組みなどを提言

●令和3年10月 日本語教育の参照枠を作成（文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）

【令和4年度以降】

○令和4年5月～ 「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」

- ・具体的な方向性について検討

日本語教育の推進体制

- 超党派議員連盟である「日本語教育推進議員連盟」（令和元年の法案成立時の会長：河村元官房長官）において検討が進められ、議員立法で成立した「日本語教育を推進する法律」に基づき、関係各省庁が構成員となる「日本語教育推進会議」を設置。
- 同法に基づく「基本的な方針」(令和2年：閣議決定)を策定。おおむね5年間にわたる、国内、海外における日本語教育、教育課程の編成に係る指針策定、人材養成、日本語能力の評価の在り方、日本語教育機関の制度の整備など具体的な施策の方向性を提示。
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、政府全体で目指すべき方向性、共生社会実現のために取り組むべき施策が示されている中で、日本語教育の環境整備などが示されており整合性をもって推進。

日本語教育を推進する法律(令和元年)議員立法

日本語教育推進会議 (令和元年9月：各省申し合わせ)

1. 「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年）第27条第1項の規定に基づき、関係行政機関が、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うため設置
- 2 議長：文化庁次長、外務省大臣官房国際文化交流審議官(共同議長)
- 3：構成員
内閣府、総務省、出入国在留管理庁、外務省
文部科学省、文化庁、厚生労働省、
経済産業省の関係局長級
- 4 庶務：文化庁、外務省

整合性を
もって推進

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 (平成30年7月24日 閣議口頭了解)

- 外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催
- 議長： 内閣官房長官、法務大臣
- 構成員：関係各省の大臣 ※庶務：内閣官房、法務省

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議議長決定 (平成30年7月)

- 議長： 内閣官房副長官（事務） ○構成員：関係各省庁審議官級

平成30年12月： 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (関係閣僚会議決定)

- ・令和元年、2、3、4年度まで毎年改定

令和4年6月： 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」 策定(5年間の施策218) (関係閣僚会議決定)

※ロードマップの実施状況の毎年の点検とともに、定期的に総合的対応策のフォローアップ実施予定

→ 「日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備」を記載

令和2年6月： 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(閣議決定)

- ・5年間(令和2年～令和6年) ※文化庁、外務省がとりまとめ
- ①基本的な方針、国、地方自治体の責務、②国内、海外の日本語教育機会の充実、③国民の理解、④日本語教育の水準の維持向上、教育課程の編成等

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(第12回) について(令和4年6月14日)

議長:

内閣官房長官、法務大臣

構成員:

経済再生担当大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、内閣府特命担当大臣(防災)、内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、国家公安委員会委員長、デジタル大臣 総務大臣、外務大臣、財務大臣、**文部科学大臣**、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

○松野官房長官 ご発言(抜粋)

※官邸HP掲載議事録より

各種施策の中でも、日本語教育環境の整備は特に重要な施策であります。**日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度及び日本語教師の新たな資格制度に関する法案の速やかな国会提出に向け、準備を加速化するとともに、日本語教育機関における教育内容・方法などの標準化について検討を進める**ほか、小・中・高等学校等における日本語指導の充実を図るなど、日本語教育環境の整備を進めてください。

○末松文部科学大臣 ご発言(抜粋)

特に、外国人に対する日本語教育の水準の維持向上を図るため、「日本語教育の参照枠」を踏まえた教育モデルの開発・普及とともに、**日本語教育機関の認定制度や日本語を教える教師の資格を定める新たな法案の提出に向けて、法務省などの関係省庁と連携しつつ、詳細な制度設計について有識者会議で議論を進めてまいります。**

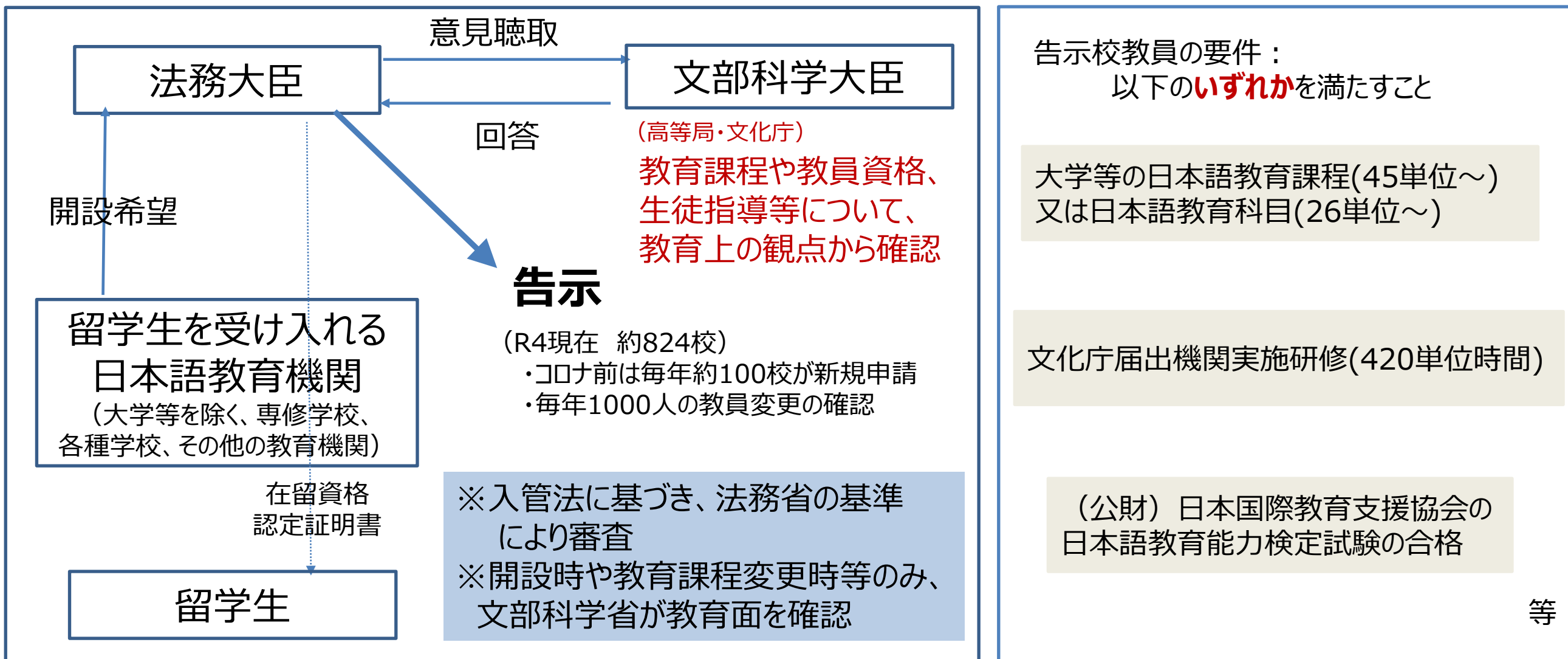
日本語教育推進法に基づく取組 (主に法案の検討に関する取組例) (年度令和元年度～)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
日本語教育の推進に関する法律 (令和元年6月公布・施行)	公布 法律施行 6月 * 議法・成立				
日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	日本語教育推進会議設置	閣議決定	「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」 (推進法第28条) 各種施策推進	おおむね5年間の計画(推進法第28条)	評価・改訂検討
新たな法案等の検討 ・「認定日本語教育関」 ・「登録日本語教員」(資格化) ・試験、養成・実習機関	審議会等	審議・検討(推進法第21条/附則第2条) R2: 文化審議会報告 「日本語教師の資格の在り方について」	R3: 有識者会議報告 「日本語教育の推進のための仕組みについて」	R4: 質向上有識者会議 「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」	審議会で検討
■教育内容・方法等の充実 「日本語教育参照枠」を活用した教育内容等の開発・普及	R1～文化審議会 「日本語教育参照枠」審議 → 策定(R3年10月)		「日本語教育参照枠」に基づく「留学」「就労」「生活」モデル開発・普及		
■指導者養成・研修 ・養成・研修プログラム開発普及	H31: 文化審議会「日本語教育人材の養成・研修の在り方」報告 R1～: 養成・研修カリキュラム開発現職日本語教師研修 現職: 留学・生活・就労・児童生徒・難民・海外				登録日本語教員を想定した養成・研修を推進 (1)養成・研修推進拠点整備(新規) (2)現職日本語教師研修 (3)学び直し・復帰促進研修(新規)
■基盤整備 ・システム構築 ・日本語教育の一元的な情報発信(DX)	省庁連携日本語教育基盤整備事業 毎年3000万アクセス			調査研究	システム構築
■地域日本語教育の体制づくり強化 ・「地域日本語教室」開設 ・地域日本語教育コーディネーター配置 ・日本語学習支援者の研修	推進法成立後、地域の日本語教室開設支援など開始				新たに ・「日本語教育参照枠」等を活用した質の高いプログラムの試行・導入支援 ・自治体と日本語教育機関が連携した日本語教育プログラムを提供する取組支援 (R5では新たに認定制度を想定した取組を支援強化)
	17件 県・政令市	35件 県・政令市	42件 県・政令市	48件 県・政令市 ※ウクライナ避難民支援に追加支援	

日本語教育機関からの新規開設時の申請・変更届、適正校等の対応

- 新規新設校の申請を、毎年、年2回受けつけ。設置者変更、教員変更、コース変更なども確認。
- 入管庁において、毎年の活動報告を踏まえ、適正校、または慎重審査対象校であることを機関に通知(適正校は約4分の3)

<参考> 現行の法務省告示校制度(在留資格「留学」の外国人受入れが認められる日本語教育機関)



等